

支給対象となる福祉用具の種目について

支給対象となる福祉用具については、以下の表を参照してください。

利用者ご本人の日常生活の維持、改善につながるよう適切な福祉用具を選択してください。

①腰掛便座
次のいずれかに該当するものに限る。 <ul style="list-style-type: none">・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの・洋式便器の上に置いて高さを補うもの・電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能があるもの・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器
②特殊尿器
要介護者やその介護を行う人が容易に交換できるもの。
③入浴補助用具
入浴の際、座位の保持や浴槽への出入りなどの補助を目的とするもので、次のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none">・入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴台・浴槽内すのこ
④簡易浴槽
空気式または折りたたみ式などで容易に移動できるものであること。
⑤移動用リフトのつり具の部分
身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。 リフトは福祉用具貸与になります。
⑥排泄予測支援機器（令和4年4月1日から追加）
膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの。
⑦スロープ（令和6年4月1日から追加） ※
主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの。
⑧歩行器（令和6年4月1日から追加） ※
脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。
⑨歩行補助つえ（令和6年4月1日から追加） ※
カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットフォーム・クラッチ及び多点杖に限る。

（※の福祉用具は、貸与と販売どちらの制度を利用するか選択することができます。）